

生産緑地の買取りの申出 必要書類一覧表

<共通>

No.	書類	部数	備考
①	生産緑地買取申出書	1部	・都市計画課窓口、市ホームページから取得できます。
②	位置図	1部	・生産緑地の位置が分かる図面（住宅地図等） ・区域を赤枠で囲ってください。
③	公図の写し	1部	・最新のもの ・区域を赤枠で囲ってください。
④	土地登記事項証明書	1部	・最新のもの
⑤	申出者の印鑑登録証明書	1部	・最新のもの
⑥	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書	1部	・農業委員会で発行します。
⑦	委任状	1部	・買取りの申出を委任する際に必要となります。 ・任意様式 ・申出者が複数いる場合は、全員の実印を押印してください。

※生産緑地指定後 30 年経過を理由に買取申出をする場合、⑥の書類は添付を省略できます。

<主たる従事者である生産緑地所有者が死亡し、相続登記が完了していない場合>

No.	書類	部数	備考
⑧	生産緑地所有者の戸籍全部事項証明書等	1部	・出生から死亡までが確認できるもの ・転籍や婚姻等をしている場合、以前の本籍所在地の市区町村で除籍謄本や改正原戸籍を取得する場合があります。
⑨	遺産分割協議書	1部	・法定相続人全員の連名で買取りの申出をする場合は不要
⑪	相続人全員の印鑑登録証明書	各1部	・最新のもの
⑫	相続人全員の戸籍全部事項証明書	各1部	・最新のもの
⑬	相続人全員が記載された相続関係説明図	1部	・任意様式

<生産緑地所有者ではない主たる従事者の死亡を理由とする場合>

No.	書類	部数	備考
⑭	主たる従事者の戸籍全部事項証明書等	1部	・戸籍全部事項証明書や住民票の除票など死亡したことが分かるもの

<当該生産緑地に所有権以外の権利が設定されている場合>

No.	書類	部数	備考
⑮	権利抹消誓約書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当権や地役権等の所有権以外の権利が設定されている場合に必要です。 ・ 市等が生産緑地を買い取る通知をした場合、所有権以外の権利者が当該権利を消滅させることを誓約する内容を記載してください。 ・ 任意様式 ・ 主たる従事者が債務者となっている相続税等の納税猶予を原因とする抵当権の場合は提出不要です。

<主たる従事者の故障を理由とする場合>

No.	書類	部数	備考
⑯	生産緑地法第10条に係る故障認定通知	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買取申出書の提出前に農林漁業に従事することが不可能であることを市が認定します。 ・ 交付手続きは以下を参照してください。

<「生産緑地法第10条に係る故障認定通知」の交付手続き>

No.	書類	部数	備考
⑰	生産緑地法第10条に係る故障の認定願い	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画課に提出する前に事前の相談をしてください。
⑱	医師の診断書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書に農林漁業の継続が不可能である旨の記載が必要です。
⑲	位置図	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地の位置が分かる図面（住宅地図等） ・ 区域を赤枠で囲ってください。
⑳	公図の写し	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のもの ・ 区域を赤枠で囲ってください。
㉑	土地登記事項証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のもの
㉒	委任状	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする方本人が提出困難で代理の方が提出する場合必要です。 ・ 任意様式

※故障の認定を受けようとする方本人や医師に対し、面談・聞き取りを行う場合があります。

※法令に定められた故障に該当すると認められるときは、認定通知を交付します。

認定通知の交付まで1カ月程度の時間を要する場合があります。

※認定願いを提出した場合、⑱～㉑の書類は買取申出時に添付を省略できます。

【注意事項】

- ・書類の提出は都市計画課窓口に出してください。郵送での受付はできません。
- ・書類の原本の返却が必要な場合は原本及びコピーしたものを1部ご用意ください。

- ・買取りの申出をする生産緑地に相続税の納税猶予の特例が適用されている場合、特例適用が中断され、相続税等を納付する必要があります。詳細は税務署で確認してください。
- ・買取申出書を提出し、市等や他の農業従事者が買取りをせず、また所有権の移転（相続等の一般継承は除く）が行われずに3カ月が経過した場合、生産緑地の行為制限が解除されます。行為制限が解除されるまでは農地等以外での土地利用や売買等での所有権移転は制限されます。

買取申出制度の手続き

買取り申出の事前相談

30年経過
の場合

死亡の場合

故障の場合

生産緑地法第10条に係る故障の認定願い

※1カ月程度要する場
合があります。

生産緑地法第10条に係る故障の認定通知

主たる従事者証明の発行
(農業委員会)

買取申出

買取る旨の通知
※買取申出から1か月以内

買取らない旨の通知
※買取申出から1か月以内

価格の協議(成立しない場合は
収用委員会への裁決申請)

農林漁業希望者へのあっせん

法律の目的に従った適切な管理
(公園、緑地等として整備)

農地等として
生産緑地を
管理

あっせん不調の場合
には行為制限の解除
※買取申出から3か月